

平成21年10月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 佐久間義弘

平成20年(ワ)第2571号 保険金請求事件

口頭弁論終結日 平成21年4月17日

判 決

原 告 有限会社

同代表者取締役

同訴訟代理人弁護士 田 中 千 草

同 杉 村 亜 紀 子

被 告 保険株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 松 坂 祐 輔

同 桑 島 良 太 郎

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、2197万3000円及びこれに対する平成20年2月19日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告との間で原告所有に係る別紙物件目録記載の主たる建物（以下「本件作業所」という。）、符号1の附属建物（以下「本件居宅」という。）及び符号2の附属建物（以下「本件事務所」といい、本件作業所及び

本件居宅と併せて「本件建物」という。)並びに本件作業所及び本件事務所内の設備及び什器等を目的とする事業活動総合保険契約(保険事故に火災を含む。)を締結していたところ、火災により本件建物及び本件建物内の什器等につき損害を受けたとして、被告に対し、同契約に基づき、損害保険金及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求め、これに対し、被告が、上記火災は原告取締役

(以下「原告代表者」という。)又はその意を受けた者の放火によるものであること、原告は損害について不実の申告をしたこと及び上記火災は原告の法令違反によるものであることという免責事由を主張し、また、被告の支払うべき損害保険金の額を争う事案である。

1 前提事実(争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実)

(1) 当事者

原告はクリーニング業を業とする有限会社であり、被告は損害保険事業等を業とする株式会社である。

(2) 本件保険契約(甲3ないし5)

原告は、被告との間で、平成19年2月2日、被告を保険者、原告を被保険者、保険期間を同日から平成20年2月2日(1年間)とし、保険事故に火災を含む以下の3つの事業活動総合保険契約(以下併せて「本件保険契約」という。)を締結した。なお、本件建物は原告が所有しており、また、被告が支払うべき保険金の額は、各保険金額を限度として新価(保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するために要する額をいう。)により算定した損害額とするものとされている。

ア 証券番号

(ア) 保険の目的 本件作業所

(イ) 保険金額 建物につき50.0万円

同建物内の設備及び什器等につき 1500万円

(ウ) 保険料 7万2360円 (1年間)

イ 証券番号

(ア) 保険の目的 本件居宅

(イ) 保険金額 100万円

(ウ) 保険料 3400円 (1年間)

ウ 証券番号

(ア) 保険の目的 本件事務所

(イ) 保険金額 建物につき100万円

同建物内の設備及び什器等につき150万円

(ウ) 保険料 1万1830円 (1年間)

(3) 本件約款 (乙27)

本件保険契約に適用される被告の事業活動総合保険普通約款 (以下「本件約款」という。) には、保険金の支払及びその免責等に関し、以下の定めがある。

ア 被告は、保険契約者及び被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害に対しては、損害保険金を支払わない (5条1項(1))。

イ 原告は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、被告に対し、これを遅滞なく通知し、その通知をした日からその日を含めて30日以内に、保険金請求書、保険証券、被告の定める損害状況調書、損害見積書、証拠書類、帳簿及びその他の書類のうち、被告が求めた書類を提出しなければならない (30条1項)。

ウ 原告が、正当な理由なく、イの規定に違反したとき、又は提出書類に知っている事実を記載しなかったとき若しくは事実と異なることを記載したとき、被告は、損害保険金を支払わない (30条4項)。

エ 被告は、原告がイの手續をした日からその日を含めて30日以内に、損害保険金を支払う（35条1項）。

(4) 本件建物等の位置（甲2，乙1の28）

別紙図面1のとおり、本件作業所（同図面「主」の建物）の北西側に本件居宅（同図面①の建物）が、その更に北側に本件事務所（同図面②の建物）が隣接しており、また、それらの更に北西側に原告代表者及びその妻である
が居住する建物（同図面の「家屋番号」の建物。以下「原告宅」という。）がある。

別紙図面2のとおり、本件作業所の北東側には境界（同図面の点線）上の塀を挟んで（以下「」という。）所有の木造平家建スレート葺物置（同図面③の建物。以下「本件物置」という。）及びの自宅（以下「宅」という。）がある。

(5) 本件火災の発生（甲6，乙1の3，1の4）

遅くとも平成19年2月3日20時19分ころ、本件建物において火災（以下「本件火災」という。）が発生し、が同20分ころにこれを覚知して同24分に119番通報し、同30分に到着した消防隊による消火活動により同日21時25分に鎮火した。

(6) 損害保険金の請求

原告は、被告に対し、平成19年10月9日、本件約款30条1項所定の手續を行ったが、被告は、同年12月6日、損害保険金の支払を拒否した。

2 争点

- (1) 免責事由1－原告代表者又はその意を受けた者による放火
- (2) 免責事由2－原告による不実申告
- (3) 免責事由3－原告の法令違反
- (4) 被告が支払うべき損害保険金の額

3 争点(1) (免責事由1－原告代表者又はその意を受けた者による放火) について

て

(被告の主張)

本件火災の出火原因は、以下のとおり、原告代表者又はその意を受けた者による放火である。したがって、被告は、本件約款 5 条 1 項(1)により、保険金支払義務を負わない。

(1) 出火箇所が本件作業所北側周辺であること

本件火災の出火箇所は、消防署作成の火災原因判定書（以下「火災原因判定書」という。）が認定するとおり、本件作業所北側周辺である別紙図面 4 の見分範囲Dである。

(2) 出火原因が電気関係ではないこと

本件作業所には、別紙図面 4 記載の電気機器が設置されているが、火災原因判定書認定のとおり、本件火災の原因は電気関係ではない。

(3) 出火原因が溶接火花ではないこと

が本件火災発生日である平成 19 年 2 月 3 日の 16 時 30 分から 17 時までアーク溶接器で石油系ドライ機の固定作業を行っているが、火災原因判定書の認定するとおり、本件火災の原因は溶接火花ではない。

(4) 外部者による放火の可能性及び原告代表者による放火の可能性

ア 施錠状況

本件建物に侵入可能な出入口としては、別紙図面 2(イ)付近の本件作業所南東側のガレージシャッター及び両開き戸と、同(カ)付近の本件居宅北西側の開き戸の 2 箇所があり、前者に設置されたサムターン鍵及び上げ落とし鍵並びに後者に設置された彫込鍵のデットボルト及び首回し掛け金に破壊された形跡がない。また、消防隊が到着した時点で、これらの出入口は閉まっていた。

なお、前者に設置された鍵について、錆により施錠の機能を有していないとされているが、後述の関係者の出入り状況からすれば、外部者が出火

箇所に侵入し、放火を行うのは不可能である。

イ 関係者の出入状況

本件火災の出火推定時刻は20時ころから20時19分ころであるところ、本件火災発生日に本件建物に出入りしていたのは、原告代表者、その妻である、その息子である、従業員3名、工事依頼を受けていた原告代表者の知人である及びの計8名であり、このうち、知人2名は17時ころ、及び従業員らは18時30分過ぎに帰宅しており、出火推定時刻に近接した時刻まで本件建物にいたのは残務整理をしていた旨供述する原告代表者だけである。

ウ 飼い犬の存在

原告代表者の飼い犬は、同代表者一家以外の者を認めると激しく吠えだてる習性があり、第三者が近寄ったり、建物に侵入したりするのは到底不可能である。

エ 本件火災発見時及び消防隊到着時の焼損状況

は、119番通報した際に、工場の奥に火炎が見え、屋根からも火炎が出ている旨供述していることから、20時24分ころの時点で既に火炎が本件建物全体にまで及んでおり、また、消防隊が到着した際には屋根部材まで火勢が達していたことからすれば、出火箇所における出火は、通報時刻よりも相当前、遅くとも20時前後でなければならない。とすれば、原告代表者以外の者が原告代表者の帰宅後に放火したとすると、ほとんど原告代表者と入れ替えに近い形で侵入しなければならず、困難である。

オ 本件火災発生日に本件建物に出入りしていた（できた。）のは上記8名のみであり、出火推定時刻に近接した時点まで出火建物にいたのは原告代表者だけである。

(5) 原告代表者に放火の動機があること等

ア 原告及び原告代表者には本件建物以外に見るべき資産がなかったこと

原告代表者は、概ね昭和50年ころから本件火災発生に至るまで、原告のほか複数の会社（以下「関連会社」ともいう。）を設立しており、これらの会社の業績は昭和50年代中ころまでは好調であった。原告代表者は、事業に失敗し、の債務の連帯保証をして多額の債務を負い、昭和61年末ころにはほぼ全ての財産を失ったが、それ以後も、関連会社を設立しては事業停止を繰り返し、平成13年以降、原告代表者、原告及び関連会社は、保有不動産の差押え及び競売を相次いで受けることとなった。そして、本件火災当時、原告及び原告代表者は、従前取得していた土地建物を全て失い、原告の見るべき資産は本件建物のみであった。

イ 原告及び関連会社が保険金詐取目的で設立された会社であること

原告及び関連会社の行っていたクリーニング業務は、作業服及びタオルの洗浄という単価が極めて廉価で相当数処理しても小幅の利益しか上がらず、同業者も忌避するものであるから、同事業はほとんど利益が出ていなかった。

本件火災のあった本件建物とこれに先立つ後記第1火災があった建物は、いずれももとは水産加工工場であったため、魚介類の臭いがきつく、到底クリーニング業をできるものではない。

本件建物は、いずれも消防法上の同意がなく無届けであり（消防法7条、8条、17条、同法施行令6条、別表第一（一二）イ）、排水処理もされていない。

本件建物は、184万円という低額で競売により取得した物件であり、他方、本件保険契約の保険金額は建物及び動産を合わせて2197万3000円以上であり、高額である。

現実に安定した操業を展開しているのであれば、通常は火災発生という不測の事態が発生した時点で、損害品の保証の検討、取引先の維持、事業再開の善後策を検討するはずであるところ、原告は、本件火災を含む3回

の火災の発生後、いずれも取引先継続のための努力を行っていた形跡がなく、原告は、後記第1火災発生後に、委託されていた商品の被害額700ないし800万円を踏み倒している。

原告が、本件建物へ什器を搬入したのは、本件火災の3日前から1日前である。

ウ 3回目の火災であること等

(ア) 原告代表者は、本件火災以前に以下の第1火災及び第2火災に遭っており（第1火災は関連会社である有限会社 ），第2火災の罹災物件は、競売により安価で取得したものであり、また、本件建物及び原告宅は、評価額184万円という安価で競売に付されていた物件を取得したものである。他方、原告は、第2火災で2051万1700円の保険金を受領しており、本件火災における保険金請求額は建物及び動産を合わせて2197万3000円以上と上記評価額の10倍以上であり、原告に多大な利益をもたらすものである。

(第1火災)

日 時 平成13年8月10日

罹災物件

所在の木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺平家建建物

(第2火災)

日 時 平成18年12月31日

罹災物件

所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建建物

(イ) また、原告代表者は、上記アの事情から、昭和62年中ころ、既に経済状況が破綻しており、そのような状況下では競売に要した費用を回収することも容易でないにもかかわらず、競売物件を取得しており、保険金の詐取による回収を意図していたといえる。

エ 原告代表者が火災に無関心であったこと

原告代表者は、過去に2回火災に遭遇しているのに、火元の管理に過敏になった様子が全く見られない。本件火災の発生当時、隣人である による通報に5分遅れて通報しており、また、同人が原告宅のドアを激しくノックしても一切反応を示していない。

オ 虚偽供述等

(ア) 原告代表者は、上記 による呼びかけが聞こえなかったとの虚偽の供述をしている。

(イ) 原告代表者は、本件火災発生前に、本件作業所において焦げ臭い臭いがしたとの虚偽の供述をした。

(ウ) 原告代表者は、妻の と言われて本件火災に気付いた旨供述するが、その際同人は、原告宅の北側にいたことから、本件建物における火災発生に気付くことはできないのであって、上記供述は虚偽である。

カ 不実の損害の申告

下記争点(2)の被告の主張のとおり、原告代表者は、無価値又は存在しない什器及び設備により高額な保険金を請求し、不実の損害を申告していたから、損害保険金の詐取の意図があったといえる。

キ 原告代表者の違法行為

原告代表者は、本件火災日前に、廃液の垂れ流し、執行妨害及び障害者雇用による助成金の不正取得という違法行為を繰り返している。

(原告の主張)

(1) 原告代表者は、放火をしていない。

(2) 電気関係、溶接火花及び外部者による放火が本件火災の出火原因である可能性はないとの主張は争う。火災原因判定書も、本件火災の原因について、不明であるとしており、放火についても、目撃証言がなく、油脂反応すらないことから、机上の推測に留まるとしている。

- (3) 以前の2件の火災の事実から、本件火災の原因が原告代表者による放火であることにはならない。本件建物を競落した額は401万1111円であり、第2火災のあった建物を競落した額は250ないし300万円である。
- (4) 原告代表者の飼い犬は、飼い始めた平成6年ころから去勢しており、大人しくて吠えない犬であり、吠えるのは の飼っている犬である。
- (5) 冬場に閉め切って原告宅の居間にいると、玄関の音が聞こえないから、原告代表者らが の告知に気付かないことは不自然ではない。
- (6) 原告及び関連会社は、クリーニング業の実態を有していた。
- (7) 原告は、クリーニング業を継続する意思を有していた。原告は、本件建物を競落後、徐々に搬入を行っており、平成19年1月12日ころから一部操業しており、本件火災後、同年4月初旬よりクリーニング業を再開している。
- (8) 原告代表者は、本件火災当時、第2火災のあった不動産を所有し、少なくとも本件建物を競落する程度の資力を有しており、経済的に完全に破綻した状態ではない。
- (9) 原告は、クリーニング業に必要な届出は行っている。第1火災の建物では、廃水設備があった。第2火災のあった建物は、小規模な工場であるから、廃水設備は不要である。
- (10) 被告主張の原告による違法行為は否認する。

4 争点(2) (免責事由2—原告による不実申告) について

(被告の主張)

原告は、平成19年10月9日、被告の同日付け受付印のある損害明細書(以下「乙18明細書」という。)と見積書により、本件火災による損害を申告した。しかし、同申告は、以下の点から、保険金の不正取得を目的として、悪意又は重過失により損害を水増しして申告するものである。したがって、被告は、本件約款30条4項により、保険金支払義務を負わない。

なお、本件保険契約は3つに分かれているが、これらは便宜上分けたものに

すぎず、同一の火災における保険金請求であるから、その重要部分に不実の申告がある場合には、信義則上、全ての保険について全額の免責を得させるべきである。

(1) 弁償品概算費

原告は、乙18明細書の符号（以下「項目」という。）5に、「弁償品概算費」として、原告がその預かり品を焼失させた顧客に対支払った損害賠償費用を損害として申告しているが、同損害賠償の請求を受けたこと及び支払を裏付ける証拠はなく、本件保険契約は賠償責任保険ではないから同損害は保険の対象ではない。

(2) 建物損害

原告は、項目6ないし8に、本件火災前に行った本件建物の補修工事の費用の申告をしながら、項目9ないし13において、本件火災後に行った本件建物の補修工事の費用の申告をしており、本件建物の損害としてはいずれか一方であるにもかかわらず、二重に請求している。原告は第2火災の際にも保険金の請求をしており、このような単純な勘違いをすることは考えられず、悪意に基づいて不実の申告をしたものである。また、原告は見積書を提出するだけで、原告が出金した証拠を提出していない。

(3) 動産及び設備等の損害

ア から取得したとされる動産類

原告は、項目96, 100, 102の動産類を計160万円で 某（以下「 」という。）から取得したと申告している。しかし、 は平成17年に廃業しており、同動産は から無償で取得したものである。また、これらの動産類は稼働するか不明であり、かつ、取得の時期からすれば第2火災で焼失しているはずであるから本件建物内に存在しなかった。

イ から取得したとされる設備及び動産類

原告は、項目1ないし4, 16, 17の設備及び動産類を295万円で

本件建物の前主（競売の債務者）である（以下「 」という。）から取得したと申告している。しかし、項目16のオシボリ保存用冷蔵庫（135万円）は、魚介類を扱っていた冷蔵庫であり、染み着いた魚介類の臭いからクリーニング業に使用できるものではないし、その他についても160万円に見合う動産が存在したとは考えられない。

また、原告は、 に対し退去金10万円を支払って退去してもらった旨述べており、上記295万円を支払った事実はない。

ウ から取得したとされる設備

原告は、項目104の設備を26万5000円で から取得したと申告している。しかし、修理不能である旨記載された見積書を提出するのみで、同設備が購入されたとの証拠はない。

エ から取得したとされる設備及び動産類

原告は、項目105、106、108の設備及び動産類を株式会社 （以下「 」という。）から取得したと申告しており、この点だけが裏付けられており、その他は裏づけがない。

(4) 提出書類によって内容が変遷していること

ア 原告は、平成19年3月4日に被告に提出した確認書における本件建物に搬入した機械及び機材等の一覧表において、14品目で合計610万円としていたところ、同年10月9日に提出した乙18明細書においては、165品目で合計2210万706円としており、137品目、1600万0706円の差異がある。したがって、乙18明細書には信用性がない。

イ 原告は、上記アの一覧表において、 に発注した4つの設備を記載しているところ、上から1番目と2番目は乙18明細書の項目106、97に該当するが、3番目と4番目に該当する項目はない。同一覧表における から取得した動産は、上記のとおり、経済的価値がなく、また、

 から取得した動産は、第2火災で焼失したものであるか又は経済的

価値がない。

ウ 原告が、第2火災について、平成19年1月4日に消防署に提出した罹災物件申告書と、同月19日に被告に提出した償却資産申告書（償却資産課税台帳）を比べると、大方の品目で一致し、金額も2144万5500円と2069万円ではほぼ一致するが、品目数は34品目と19品目とで、15品目の差があり、同一の品目ごとの単価に相当な開きがあり、この点でも原告の申告には信用性がない。

(5) 第2火災で申告した項目が再度申告されていること

乙18明細書の以下の項目記載の損害は、平成19年1月19日に第2火災により焼失した設備及び什器等として原告が提出した償却資産申告書（償却資産課税台帳）の（）内の項目において既に申告されており、合計で711万2300円（781万3500円）である。

103（9）、107（10）、14・15（13）、91（1）、92（2）、93ないし96（3ないし6）、98（7）、97（8）、102（9）、112（10）、117（11）、59・47（12）、114（14）。

平成18年12月31日の第2火災と平成19年2月3日の本件火災の間は33日しかなく、また、第2火災の保険金の支払日も本件火災発生後の同年2月9日であるから、この間に原告が上記什器等を購入する資金がない。

この点に関し、原告代表者は、本件建物を取得した平成18年10月ころから本件建物に什器等を運び込んだ旨述べている。しかし、同時点において、原告は第2火災のあった物件においてクリーニング業を営んでいたことから、別の作業所を設置する必要はなかった。実際に、原告代表者は、被告に対し、本件建物の競売に入札したのは、居宅として母屋が必要であったためであり、水産加工場はこれに附属していただけだと述べている。この水産加工場は、もともと魚介類の臭いでクリーニング業には不向きであり、その形状が旗竿

地で第三者の土地を通らなければ、衣類を運ぶ自動車の出入りができず、排水処理に関しても何ら処置がされておらず、設備及び什器を搬入して本格的なクリーニング業を稼働していたことはあり得ない。

また、原告は、他の廃業したクリーニング業者から無償でもらった機材を野積みになっていたとのことであるが、この野積みになっていた機材を搬入したのであれば、このような機材がそもそも稼働するのかは疑わしく、経済的価値はない。

(原告の主張)

- (1) 原告は、被告の担当者から火災前後の見積を全部出すように言われたことので、これらを乙18明細書に記載した。
- (2) 第2火災は2棟ある建物のうちの1つが全焼した火災であり、乙18明細書の項目96、102は未焼失の建物内に保管されていたため焼失を免れ、また、項目100のドライ機は、未使用で防水シートを掛けていたため、焼失を免れた。
- (3) 原告が申告した物件の中には無償で取得したものもあるが、運搬や設置に相当の費用がかかっており、また、再調達は不可能であるから、無償で入手したからといって財産的価値がなく損害が発生していないとはいえない。
- (4) 本件火災の直後に短時間で提出を求められた資料と、後日時間を掛けて思い出しながら作成した資料とで齟齬が生じるのは当然である。

5 争点(3) (免責事由3—原告の法令違反) について

(被告の主張)

(1) 法令違反

クリーニング所の開設及び同事業の開始をするには、都道府県知事（保健所）に対する開設の届出（クリーニング業法5条1項）及び都道府県知事による検査を受けて当該営業所の構造設備が同法3条2項又は3項の規定に適合する旨の確認を得る必要がある（同法5条の2）、また、建物の用途を変

更する場合には、消防長又は消防署長の同意が必要である（消防法7条1項本文）。

しかし、原告は、本件火災、第1火災及び第2火災の際に、上記都道府県知事（保健所）に対する開設届及び検査確認等の手続を行っていない。なお、原告提出のクリーニング所開設届等は、平成19年4月付けであるから、本件火災よりも2か月以上後であり、原告にはクリーニング業の再開の意思はなく、同届出は保険金請求のための単なる方便である。

(2) 保険金支払義務がないこと

本件火災は、上記のような違法なクリーニング操業に基づいて発生したものである。したがって、被告は、本件約款5条1項(1)により、保険金を支払う義務を負わない。

(原告の主張)

- (1) 原告は、本件火災の時点で、消防署に対する届出を行っていなかったが、当時、まだ第2火災から日も浅く、引越が完全に終わっていない状態であったため出していなかったにすぎない。なお、原告代表者の関連していた株式会社 〇〇〇〇 は第1火災の工場において必要な届出を行っている。
- (2) 原告の届出義務違反は、単に行政上の届出にすぎず、本件火災により発生した損害と無関係である。したがって、本件約款5条1項(1)の法令違反に当たらない。

6 争点(4)（被告が支払うべき損害保険金の額）について

(原告の主張)

原告は、本件火災によって、別紙損害明細書記載の損害を被り、その損害額は以下のとおり、合計で2197万3000円である。

(1) 本件作業所及び設備、什器等

本件作業所について、少なくとも500万円相当の損害を被った。

また、本件作業所内の設備、什器等について、少なくとも合計1500万

円相当の損害を被った（別紙損害明細書中の3, 4, 9ないし13, 16, 17, 25ないし29, 36, 37以外の項目）。

(2) 本件居宅

本件居宅について、少なくとも100万円相当の損害を被った。

(3) 本件事務所及び設備、什器等

本件事務所は焼失しなかったが、本件火災時の熱、煙及び消火活動による水等により、63万円相当の損害を被った（別紙損害明細書中の9の項目）。

また、本件事務所内の設備、什器等について、34万3000円の損害を被った（別紙損害明細書中3, 25ないし29の項目）。

(被告の主張)

否認する。争点(2)の被告の主張のとおり、乙18明細書は信用性がない。

第3 当裁判所の判断

1 事実認定

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 本件火災の出火箇所に関わる事情（乙1の2（本件火災についての平成19年6月5日付け火災原因判定書）、1の3（同実況見分調書）、1の27（本件火災発生日撮影の同記録写真））（括弧書きの片仮名は、別紙図面2記載の箇所を示し、本件作業所の間取りは別紙図面4に、本件居宅の間取りは別紙図面3に記載されたとおりである。）

ア 本件作業所及び本件居宅の外観の焼損状況

本件作業所は、(ア)付近のみコンクリート造の収納庫になっており、他の箇所はスレートの屋根部材とトタンの外壁部材により構成されおり、その外壁部材において、(ア)付近、(エ)付近は、受熱による変形等がなく既存の色彩を保っているが、(ウ)付近は、局所において黒色に変色し、腰高窓のガラスが火勢により破損しており、(イ)付近は、受熱により湾曲しながら脱落又は局所において焼失しており、(オ)付近に至っては、受熱により湾曲しながら

ら焼失し、管柱、ぬき等の構造材が丸みを帯びるように炭化模様を形成している。また、屋根部材において、(ア)付近、(ウ)付近及び(エ)付近は、既存の原形及び色彩を保っているものの、(イ)付近は、広範囲で黒色に変色しており、(ク)付近は、(ク)付近及び(コ)付近に比して、火勢により局所で崩落し、管柱等の構造材が丸みを帯びるように炭化模様を呈している。

本件居宅は、その外壁において、(エ)付近及び(オ)付近の1階部分並びに(カ)付近及び(キ)付近は、外壁部材及び腰高窓には焼損箇所がないが、(エ)付近及び(オ)付近の2階部分は、腰高窓のガラスが火勢により破損しており、(ク)付近は、外壁部材のトタンが局所に変色し、腰高窓のガラスが火勢により破損している。また、屋根部材において、(カ)付近及び(キ)付近は、焼失に至る焼損箇所はないが、(エ)付近及び(オ)付近は、瓦が局所において赤褐色に変色しながら崩落し、(オ)付近の上方の軒先の破風板が黒色に煤けている。

また、さらに、高所から見分すると、本件居宅に比して、本件作業所の屋根部材のスレートが、概ね同作業所の中心位置から(ク)方向にかけて広範囲で焼失している。

イ 本件作業所内部の焼損状況

本件作業所内部は、見分範囲AないしCでは一様に炭化模様を呈しているが、焼け切れや受熱による剥離等の強い火勢を受けたことを示す形状変化はない。これに対し、見分範囲Dでは柱の表面に凹凸が際だつ鱗状の炭化模様が、天井部材には局所に丸みを帯びるような亀甲状の炭化模様が、それぞれ形成されており、床面には崩落した屋根部材が堆積し、(ク)付近の内壁部材は受熱により剥離しつつ、局所で焼け切れており、木板は上方に向かうにつれて完全焼失している。

ウ 本件居宅内部の焼損状況

本件居宅内部は、1階は、収容物に炭化に至る焼損模様がなく、内壁部材のクロスには概ね白色を保っているが上方へ向かうにつれて黒色に煤け

ており、天井部材は一様に炭化模様を呈しているが部分焼失に至る箇所はない。2階は、南側和室の天井部材は煤けながらも原形を保っているが、北側和室は炭化した収容物と屋根瓦が堆積し、押入周囲には内壁部材から屋根部材にかけて扇状に完全焼失へ至っている。これらの事実から延焼経路をたどると、本件居宅2階の焼損は、1階の内外壁を介して2階へ炎が上がったのではなく、他の方向から1階天井部材に燃え移り、その後2階に延焼拡大したことが推認される。

エ 本件物置の焼損状況

他方、本件物置は、本件作業所に面する南西側の外壁部材に炭化模様があるのみで、屋根等に焼損箇所はなく、その内部の内壁部材や収用物に焼損箇所はない。同炭化模様は、隣地との境界上の塀の高さに準じて存在している。

(2) 本件作業所内の電気機器の状況（乙1の2，1の3，1の4，1の10，1の27）

本件作業所内には、別紙図面4のとおり；電気機器等が設置されている。

各電気機器は、その電源が「切」を示しており、それらの配線が繋げられた配線用遮断器は「入」を示している。各電気機器の表面は、見分範囲Dにあるものを除き、黒色に煤けた箇所があるものの変形や溶融はしておらず、それらの電気配線も、局所で断線している箇所があるが、表面又は断面に溶痕はない。

屋内タンク内には灯油が480リットル程度貯留しており、同タンクの煤けはうっすら付着しているに止まり、変形又は変色はしていないが、油量測定チューブが受熱により溶融し、灯油が床面に滴下している。

冷蔵庫は、背面が逆扇状に変色しているが、コードコネクタの差し刃は光沢を保っており、周囲の柱には壁体コンセントがない。同冷蔵庫周囲から油脂反応は出ない。電気ストーブも同様にコードコネクタの差し刃が光沢を保

っている。これらの機器は、本件発生当時、通電させず、使用されていなかった。

水洗機3台からの排水が滞留する受水槽には水面にうっすらと油膜が浮いており油脂反応が見られるが、同受水槽の水は上記タンク付近の側溝から排水されている。

見分範囲Dについて、アイロン機及びプレス機は、受熱により変色しているが、原型を保っており、電気配線及びコードコネクタが束ねられ、差し刃等に焼損がない。

石油系ドライ機は、その背面を頂点とした扇状の変色模様が見られ、その焼損が機器内部へ及んでおり、電気状態を把握するに至らないが、同機器の電気配線が配電制御盤を介して、15アンペアから最大75アンペアの計8器の配線用遮断器に繋がっており、その外観は、受熱により溶融しているが、脱落することなく概ね既存の原形をとどめ、「入」を示しながら残存している。同機の廃油容器には、多量の消火水が滞留しているため、同機を使用する際に必要な石油系溶剤の有無を確認できず、また、同機の周囲及びその北側の作業場において油脂反応は出ない。同機の北側には鉄製のワゴンケースがあり、同ケース内の衣類は一様に炭化模様を示している。同機は、本件火災発生当時、原告において使用されていなかった。

本件居宅1階階段下付近には灯油の入ったポリエチレン容器が2個置かれていた。

(3) 本件建物の施錠状況（乙1の2，1の3，1の4，1の27）

本件建物には、出入口として、別紙図面2(イ)の位置のガレージシャッター及び両開き戸と、(カ)付近の両開き戸があり、同シャッターのサムターン鍵及び上げ落とし鍵並びに同開き戸の彫込鍵のデッドボルト及び首回し掛金に破壊された形跡はなかったが、前者の鍵は錆により施錠の機能は有しておらず、後者の鍵は消防隊到着時に施錠されていなかった。本件作業所(エ)付近の腰高

窓は、クレセント鍵が開いていた。

本件火災における消防隊の到着時、(イ)のシャッター及び(カ)の両開き戸は閉じており、本件居宅の1階及び2階の各腰高窓も、閉じていた。

- (4) 本件火災発生日の本件建物の出入り状況及び本件火災の覚知までの経過
(乙1の4, 1の5, 1の6, 1の10ないし1.6, 31)

本件火災発生日である平成19年2月3日、本件建物には、原告代表者、その妻である、両者の子である、原告の従業員3名、原告代表者の知人である及びの計8名が本件建物に出入りしていた。なお、原告の従業員の中で喫煙する者が1名いるが、本件建物内で喫煙することを禁止されており、本件建物内で喫煙したことはなかった。

は、16時30分ころからアーク溶接器で石油系ドライ機の固定作業を行い、同作業を終えた17時に本件建物を出た。同人は、同作業の際、火花が脇に置かれていた商品である衣類に燃え移らないように西側にコンパネを立てかけており、また、作業の際、コンクリートの床は綺麗であった。

は、電気工事を終えた17時に本件建物を出た。同人は、クリーニング作業をする上で使用しない区域、物については電気供給を遮断した。本件火災発生日、電気が止まる等、電気関係で異常は起きなかった。

また、及び従業員3名は、遅くとも18時45分ころまでには本件建物を出た。原告代表者は20時ころまで本件作業所に残っていたが、同時刻ころ帰宅した。

は、19時45分ころに自宅を出た時点では特に異変を感じなかったが、20時20分ころ帰宅した際、何かプラスチックが燃えているような臭いがしたので、臭気元を探ると、本件作業所内にオレンジ色の光が見えたため、同22分ころ、原告宅に行き玄関を叩いたり大きな声で呼んでみたが応答はなく留守かと思った。は、その後、本件作業所の屋根から火炎が出ているのが見えたため、宅に戻り、同24分ころ、119番通報した。

ても、平成6年6月16日に仮差押えがされ、平成14年3月5日に競売によって売却されている（乙41ないし48の2）。

原告代表者は、平成元年9月13日、第2火災のあった土地を含む土地（
及び同）を取得し、平成3年12月14日、第2火災のあった建物を建築したが、平成10年9月4日に同土地の一部（
を分筆した後の同）及び同建物について競売が開始され、平成12年1月17日、前年に設立した
名義により同土地及び建物を競売によって取得した（その後、平成14年1月8日、原告名義としている。甲17、乙49ないし53）。なお、この競売における第2火災のあった建物の分の価格は、250ないし300万円であった。

原告代表者は、平成13年8月10日、第1火災に遭い、同火災後、有
限会社
及び有限会社
は、営業していない（甲17）。

原告は、平成18年12月31日、第2火災に遭い、平成19年2月9日、被告から、同火災について2051万1700円の損害保険金を取得している。

エ 原告の設立、本件建物の競売による取得（甲1、21の1、乙1の1、6、11、23、24）

原告代表者は、平成13年12月14日、クリーニング業を目的として、原告を設立した。

原告は、平成18年10月10日、
が所有していた本件建物及び原告宅を、同人に対する担保不動産競売において、売却代金411万1111円で取得した（甲1、乙11）。

2 争点(1) (免責事由1－原告代表者又はその意を受けた者による放火) について

(1) 出火箇所

上記1(1)アないしエの事実から、本件火災により罹災した建物のうち、本

件物置は本件作業所からの輻射熱を受けたにとどまり、本件居宅は他の方向からの延焼を受けているのに対し、本件作業所は屋根が広範囲で焼失する等強い火勢が生じていたものといえるから、本件火災の出火場所は本件作業所にあると推認される。また、上記1(1)イのとおり、本件作業所内で見分範囲Dにおいて最も強い火勢を受けた痕跡があるから、出火箇所は本件作業所内の見分範囲Dであると推認される。

(2) 出火原因が電気関係である可能性について

上記1(1)、(2)及び(4)認定の事実から、本件火災の出火箇所である見分範囲Dにはアイロン機、プレス機、石油系ドライ機があり、これらは受熱により変色しているが、アイロン機及びプレス機は、電気配線及びコードコネクタが束ねられており、使用されていない可能性が高く、また、変色箇所はあるが原型を保っており、差し刃等に焼損跡がない。また、石油系ドライ機は、その背面を頂点とした扇状の変色模様が見られ、その焼損が機器内部へ及んでおり、電気状態を確認できないが、同機器の電気配線が配された配線用遮断器が「入」を示しながら残存しており、過負荷が生じていないことがうかがわれ、また、原告は本件建物においてドライクリーニングを行っておらず同機器を使用していない。これらの事実からすれば、これらの機器の電気配線が直接の出火原因となった可能性は極めて低い。

さらに、本件作業所内の他の電気機器は、その電源が「切」を示し、それらの配線が繋がれた配線用遮断器は「入」を示し、その表面は煤けた箇所があるものの変形や熔融まではしておらず、電気配線にも溶痕はなく、コードコネクタの差し刃等に強い焼損跡があるとの事情はない。

加えて、電気工事をしていたが、使用しない区域、物については電気供給を遮断しており、本件火災発生日、電気が止まる等、電気関係で異常は起きていない。

これらの事実からすれば、電気機器が本件火災の直接の出火原因となった

可能性は否定されるものといえる。

(3) 出火原因が溶接火花である可能性について

上記1(1)ないし(4)認定の事実によれば、本件火災の出火箇所である本件作業所見分範囲D所在の石油系ドライ機付近において、本件火災発生日に

が溶接作業をしており、その付近には衣類が置いてあったことから、同溶接中の火花が飛散して衣類に移り、微小火源から相当程度の時間をかけて出火に至ることが考えられる。

しかし、同人は作業中に商品のある西側にコンパネを置いて火花の飛散を予防しており、また、同人が作業を終了した同日17時以降も、本件建物には、18時45分ころまでは原告代表者を含む6名が、20時ころまでは原告代表者がいたことからすると、溶接の火花による着火があれば当然それに気付くはずであり、さらに、が通報した20時24分には既に火が屋根部材を燃え抜けさせる程度に強くなっていたことからすると、20時の時点では既に有炎着火に至っていたことが推認され、これに原告代表者が気付かないとは考え難い。

他方、18時45分ころ以降、本件建物に残っていたのは原告代表者のみであるところ、同人は本件作業所の別紙図面1の「1人で居た所」の位置で残務整理をしていた旨供述しており（原告代表者59、60頁）、かかる位置は見分範囲Aの他の場所と隔離され、出火箇所との間を壁や石油系ドライ機によって遮断されて直接視認できないといえるが（別紙図面4参照）、上記のとおり、20時の時点では既に有炎着火に至っていたことからすると、仮に原告代表者に耳が悪く、鼻も悪いとの事情があったとしても、同一建物内の至近距離にいた同人において、このような出火に気付かないものとは考え難い。

これらの事実からすれば、溶接作業中に生じた火花が本件火災の出火原因であった可能性は否定されるものといえる。

(4) 外部者による放火の可能性

上記1(4)認定のとおり、本件火災発生日の20時ころまでは出火建物である本件作業所内に原告代表者がいたのであるから、同時刻以前の外部者による放火の可能性は否定される。

原告代表者が帰宅した同日20時ころ以降においては、本件作業所へ侵入できる南東側のシャッター及び両開き戸は施錠の機能を有しておらず、本件作業所西側の窓のクレセント鍵が開いていたことから、外部者による侵入の可能性を否定することはできないが、シャッター及び両開き戸の鍵に破壊された形跡はなく、かつ、消防隊が到着した際に同シャッター及び両開き戸は閉まっていおり、外部者が逃走する際にシャッターを閉めて帰るとは考えにくい。また、他の腰高窓等において侵入の痕跡があったとの事情はない。加えて、20時24分には火が屋根部材を燃え抜けさせる程度に強くなっており、本件居宅1階に熱気と煙が充満していたことから、放火から既にある程度の時間が経過しているものといえるため、外部者による侵入及び放火が可能であるのは、20時に接着した時間に限定されることとなる。

これらの事実からすれば、本件出火が外部者による放火である可能性は極めて低いものといえる。

(5) 原告代表者又はその意を受けた者による放火の可能性

上記1(2)及び(4)認定のとおり、本件火災当日の18時45分ころ以降本件建物には原告代表者しかおらず、その後同日20時20分ころが本件建物からの出火を覚知しているから、長くとも18時45分ころから20時20分ころの間が出火推定時刻といえるところ、同日20時ころまで1人で本件作業所にいた原告代表者において、自ら又はその意を受けた者により、何らかの方法によって本件建物を放火すること可能であり、本件居宅には灯油の入った容器があり、本件作業所には灯油の入ったタンクがあるから、これらを使うことも可能である。

(6) 原告代表者の放火の動機

ア 前提事実によれば，本件火災は，本件保険契約の翌日に生じている。

イ 前提事実及び上記1(5)エ認定の事実によれば，441万1111円で取得した本件建物について，計700万円（建物部分）の保険金額が設定されている。

ウ 上記1(5)アないしエ認定のとおり，関連会社の設立を繰り返し，断続的に関連会社，原告代表者又はその関係者の所有する不動産に対して差押え又は仮差押えがされ，これらを競売により失っており，経済的に破綻していたことがうかがわれる。そして，原告設立以降に財産が差押えされたとの事情はないものの，原告における営業により利益を得て経済的再起を果たしたと認めるべき証拠はないから，本件火災発生当時も，原告又は原告代表者において，少なくとも金銭的に困窮した状態が継続していたことがうかがわれる。

エ 上記1(5)イ認定の事実によれば，原告代表者は，本件火災の前に2回の火災に遭っており，本件火災当時，第2火災について被告から損害保険金を得る手続が進行していたことから，本件火災により被告から金員を取得できることを認識していた。

オ 上記アないしエからすれば，原告代表者において，本件建物に放火をすることにより，被告から損害保険金を取得する動機があったものといえる。

(7) 以上のことからすれば，本件火災の出火原因が，原告代表者又はその意を受けた者による放火によるものであることが推認される。

(8) 原告代表者の供述

原告代表者は，本件火災について，放火を行っていない旨供述する。しかし，以下の事情に加えて，上記1(1)ないし(6)認定の事実による推認を覆すに足りる事情がないから，信用できない。

ア 原告代表者は，陳述書（甲17）において，第2火災のあった建物が手

狭になったから、原告の営業を移転するために本件建物に移ってきたと供述するが、手狭になり営業を拡大するのであれば、第2火災のあった建物内の設備を維持したまま、本件建物の営業における設備を新たに購入することが通常であることから、同供述は、第2火災のあった建物から動産を運び出している原告代表者の行動と矛盾する。

イ 原告代表者は、陳述書（甲17）において、営業の拡大のために本件建物を競落した旨供述するが、他方、本人尋問においては、競売後になって本件作業所の存在に気付いた旨供述しており（原告代表者40頁）、矛盾しており、かつ、本件作業所の存在は競売の資料に写真付き記載されていることから（乙4ないし6）、競落前に気付かなかったとすること自体不自然である。

ウ 本件火災発生日において本件作業所内で生じたとされる異臭について、原告の従業員はトイレの洗剤又は薬品の臭いであると述べていた（乙1の15、16）。これに対し、原告代表者は、事故後、当初は「ビニールとか何かが焦げているような臭い」と供述していたが（乙1の6）、原告代表者尋問において「私自身は感じなかった」と変遷させており、当初原告代表者同様の供述をしていた 〃 の言動（乙1の10）につられて可能性もあるが（ 〃 も 〃 からその旨聞いている。乙64の1・20ないし21頁）、不自然さが残る。

エ 原告、関連会社及び原告代表者等の所有していた土地建物に対する差押えの原因及び経過、通常は行う必要のない関連会社間での名義の移転の理由、合分筆の理由、営業所の移転の時期、損害の申告の記載について、具体的な説明をしておらず、不自然さが残る。

オ 原告代表者は、足が悪い自分は放火などしたら逃げ遅れてしまう旨供述するが、自ら歩行できないわけではなく、放火が不可能とはいえない。なお、足を怪我した時期が、昭和55年ころから昭和60年ころに変遷して

いる。

カ 原告代表者は、過去に2回の火災遭っているにもかかわらず、タバコを吸う人を採用しないこと以外に何ら具体的な防火の対策を取っておらず、また、本件建物の施錠を常時怠るなど、防火に意を用いていない。

(10) したがって、本件火災は、原告代表者の故意によるものといえることから、被告は、本件約款5条1項(1)により、損害保険金の支払義務を負わない。

3 以上のとおり、争点(1)における被告の主張は理由があるから、その余の争点の判断を要することなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 笠 井 勝 彦

裁判官 三 浦 隆 志

裁判官 沓 掛 遼 介